

①国名	Canada (CA) (カナダ)				
②名称	Industry Canada Canadian Intellectual Property Office (CIPO)				
③連絡先	Place du Portage I, 50 Victoria Street, Gatineau, Québec K1A 0C9				
④連絡先	(電話) (1 866) 997 1936 (FAX) (1 819) 953 76 20 (E-mail) ic.contact-contact.ic@canada.ca (internet) https://www.canada.ca/en/intellectual- http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-intel-				
⑤組織の長	Commissioner: Mr. Konstantinos Georgaras				
⑥沿革	(1) カナダ全土に及ぶ最初の特許法が1876年に制定され、1935年にそれまでの法制が集大成された。 (先発明主義、審査主義、抵触審査制度が採用されていた) (2) 1987年に特許法の改正が行われ、先発明主義から先出願主義への移行、出願公開制度及び審査請求制度の導入、グレースピリオドの1年への短縮が行われた。 (3) 1994年にNAFTA実施法にともなう改正が行われた。 (4) 特許法R.S.C.1985、P-4は2005年に改正が行われた。 (5) 意匠法 R.S.C.1985、I-9 は2001年に改正が行われた。 (6) 商標法 R.S.C.1985、T-13は2005年に改正が行われた。				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、著作権、半導体集積回路の回路配置の保護				
⑩加盟条約	WIPO 1970/6/26	ベルヌ 1928/4/10	ブリュッセル PLT 2019/7/30	フィルム登録 レコード保護 WCT(著作権) 2014/8/13	マドリッド(原産地表示) ローマ 1998/6/4 WPPT(演奏及びレコード) 2014/8/13
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1925/6/12			
	シンガポール 2019/6/17	TLT	ワシントン		
	ブタペスト 1996/9/21	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン 2018/11/5
	マドリッド(標章)	マドプロ 2019/6/17	PCT 1990/1/2	ロカルノ	ニース 2019/6/17
	ストラズブール 1996/1/11	ウィーン	WTO 1995/1/1		

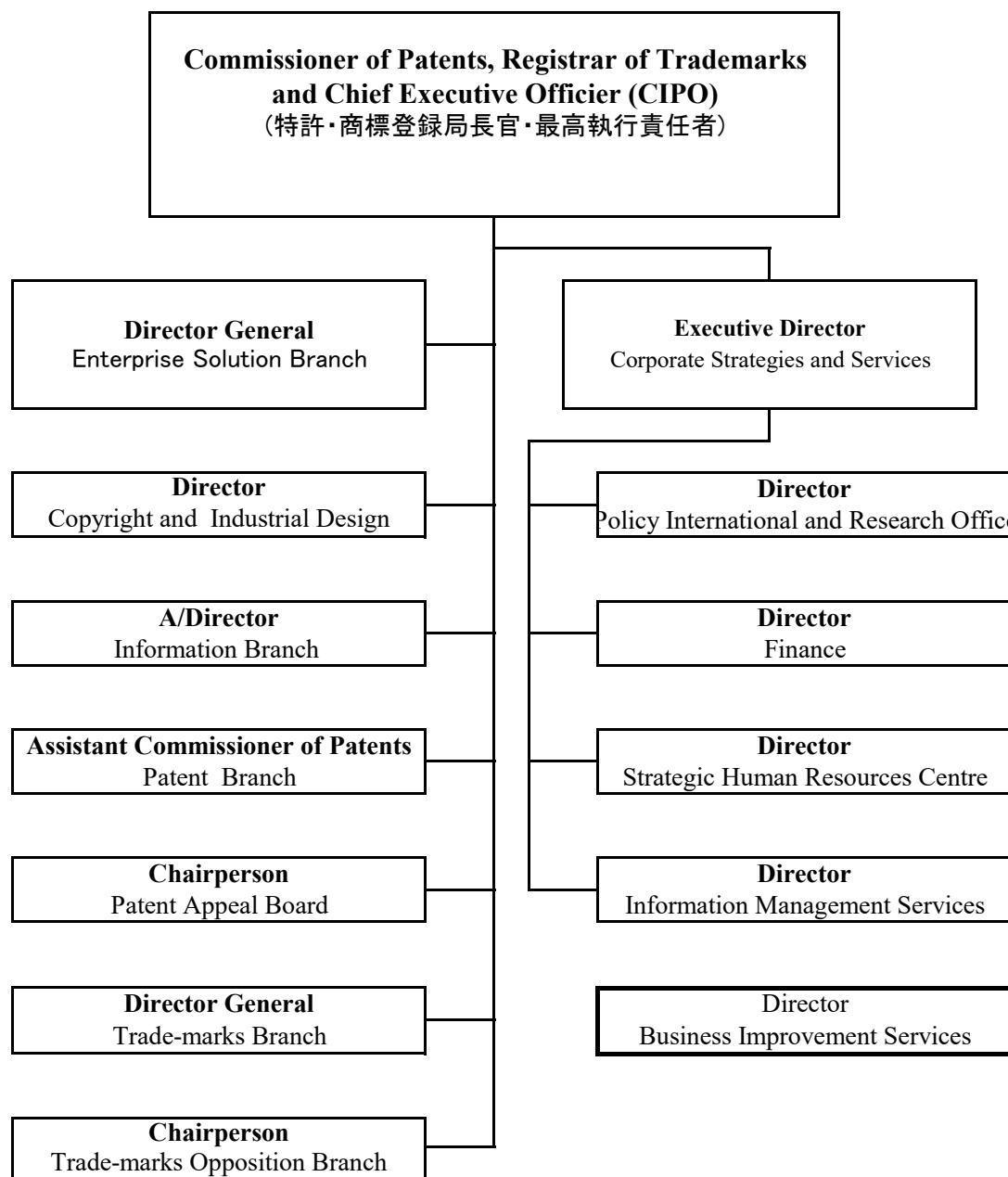
①国名	Canada (CA) (カナダ)						
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年	
	特許	全数	35,022	36,161	36,488	34,565	
		(内 外国出願)	30,969	31,812	32,250	30,113	
		(内 日本から)	1,854	1,851	1,659	1,446	
		(内 PCT)	27,350	28,396	28,577	27,580	
	意匠	全数	6,533	6,737	6,390	6,187	
		(内 外国出願)	5,718	5,967	5,695	5,487	
		(内 日本から)	197	245	209	177	
	商標	全数	58,913	63,058	59,961	69,925	
		(内 外国出願)	33,060	35,738	31,373	41,956	
		(内 日本から)	1,089	997	933	1,238	
		登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	24,099	23,499	22,009	21,284	
		(内 外国出願)	21,599	21,278	19,974	19,209	
		(内 日本から)	1,540	1,595	1,454	1,203	
		(内 PCT)	18,003	17,611	16,425	15,882	
	意匠	全数	5,185	5,132	6,340	4,849	
		(内 外国出願)	4,493	4,476	5,763	4,442	
		(内 日本から)	223	145	237	178	
	商標	全数	28,621	24,376	62,836	43,028	
(内 外国出願)		16,364	14,446	46,933	35,440		
(内 日本から)		537	517	2,001	1,330		
(出典): WIPO IP Statistics							

①国名

Canada (CA)
(カナダ)

⑫ 組 織

<組織図> カナダ特許庁(CIPO)は、Department of Industry (産業省)の下部組織である。



①国名	Canada (CA) (カナダ)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2020年3月25日改正
	③地理的効力の範囲	カナダ国内のみ (特許法第2.1条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第2条、第49条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。カナダに非居住又は営業所を有しない出願人は、カナダに居住し又は営業を行っている個人又は事務所を代理人として指名しなければならない。 (特許法第29条(1)、(2))
	⑦出願言語	英語、フランス語 (特許法規則第29条(1)(d))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	(1989年10月1日以後の出願) 出願日から20年 (特許法第44条、第45条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第28.2条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。(特許法第28.2条(1)(a)) ・出願人による、又は出願人から知得した者による発明の開示。この場合、期間は開示日から1年。
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。(特許法第27条(8)) ・単なる科学的原理又は抽象的原理
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。CIPOにおいては、審査官が必要と判断した場合には、出願人に対して対応外国出願に関する情報の提供を要求することができる(指定期間内に出願人が提出しないときは、当該出願は放棄されたものとみなされる。(特許規則第29条))。CIPOにおいては、文書が提出された場合にはこれらの情報を考慮して、さらに先行技術調査を行って審査が行われる。 (特許法第35条)
	⑬審査請求制度の有無	有。何人も、審査請求を出願日から4年以内。 (特許第81条(1)(a))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願人は、出願の早期審査を求めるときには、出願人の権利が損なわれる可能性があることを説明する要求書を提出し、料金(500CA \$)を支払わなければならない。 (特許法規則第28条(1))
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後に公衆の閲覧に供される。出願の写しは、特許公衆調査室(Patent Public Search Room)で入手できる。また、CIPOのウェブサイトからアクセスすることもできる。 (特許法第10条(1)~(3))
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度ではないが、何人も特許出願に対して、特許出願の何れかのクレームの特許性に関連があると思われる特許及び刊行物を含む先行文献をCIPO長官に提出することができる。この際、提出者は当該先行技術との関連性を説明しなければならない。 (特許法第34条(1)、(2))
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許侵害訴訟において被告は訴訟の抗弁事由として、特許又は特許クレームの無効を主張して抗弁し、特許又は特許クレームの無効を主張することができる。 (特許法第59条、第60条)
	⑱実施義務	有。特許付与日から3年の間に、特許権者又は実施権者は当該特許を、当該特許を利用する特許物品のカナダにおける需要を十分に満たす程度に実施しなければならない。当該特許の付与日から3年経過後において当該特許の実施が不十分又は実施がなかった場合には、CIPO長官に対して当該特許の実施権設定を、何時でも請求することができる。 (特許法第65条(1)、(2))

①国名	Canada (CA) (カナダ)	
⑱費用 単位 CA\$ (カナダ・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用]	(特許法規則の附則 II / 第I部 出願)
	出願料	400 CA\$(*1) 200 CA\$(*2)
	超過頁付加料	6 CA\$(10頁超の各頁につき)
	審査請求料	800 CA\$(*1) 400 CA\$(*2)
	登録料	300 CA\$(*1) 150 CA\$(*2)
	優先審査請求料登録料	500 CA\$
	[特許権維持に掛かる費用]	(特許法規則の附則 II / 第VI部 維持手数料)
	年金	
	3-5年次	100 CA\$(*1) 50 CA\$(*2)
	6-10年次	200 CA\$(*1) 100 CA\$(*2)
	11-15年次	250 CA\$(*1) 125 CA\$(*2)
	16-20年次	450 CA\$(*1) 225 CA\$(*2)
	(注) *1: Large entity 大規模団体(従業員数が50人以上の組織)	
	*2: Small entity 小規模団体(従業員数が50人以下の組織又は大学)	
⑳料金減免措置の有無	有。出願人の規模により2タイプ料金制度を採っている。料金について、従業員数が50人以下の小規模出願人(大学を含む)は、従業員数が50人を超える大規模出願人の料金に比して50%の割引を受けることができる。 (特許法規則の附則 II / 第I部 出願)	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	有。国際調査報告書が、CIPOIにおいて作成されている場合には審査料が75%減額される。 (特許法規則の附則 II / 第I部 出願)	

①国名	Canada (CA) (カナダ)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2012年10月31日施行(2001年c.34により改正された改正意匠法)
	③地理的効力の範囲	カナダ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (意匠法第4条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。カナダに非居住又は営業所を有しない出願人は、カナダに居住し又は営業を行っている個人又は事務所を送達代理人として指名しなければならない。 (意匠法規則第9条(2)(e)、第14条、第15条)
	⑦出願言語	英語、フランス語 (意匠法規則第13条(2))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日から10年 (意匠法第10条、意匠法規則第18条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第6条(3))
	⑩グレースピリオド	有。カナダ又は外国における当該意匠の公開の場合、公開日から1年。 (意匠法第6条(3)(a))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。(意匠法第6条(2)) ・公の秩序若しくは善良の風俗を害する意匠
	⑫実体審査の有無	有。出願の対象となる意匠が既登録の他の意匠と混同が生じる程度までに類似するか否かの審査が行われる。 (意匠法第6条(1)～(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (意匠法第6条(1)～(3))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。出願人は、出願の早期審査が促進されない場合には出願人の権利が損なわれる可能性があることを説明する要求書を提出し、料金(500CA \$)を支払うことにより、早期審査を求めることができる。 (意匠法規則の附則2・第12項)
	⑮部分意匠制度の有無	有。物品の一部にのみ係る意匠の登録は、登録を求める部分が明確に特定されている場合には認められる。また、登録を受けるためには、当該部分が意匠の定義の範疇にあるものでなければならない。
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (意匠法第2条、意匠法規則第10条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。1出願に1意匠の変形を含めることができる。この変形は、同一の物品及び物品のセットに適用する意匠における変形を含む。また、この物品のセットは、共通の意匠テーマを有し、通常一緒に販売されるか、又は一緒に使用される複数の物品からなる。(例：ナイフ、フォーク及びスプーン) (意匠法第2条)
	⑱意匠分類	50区分のカナダ独自の分類(Canadian Industrial Design Classification Standard)を使用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、意匠出願は登録された後、意匠文献は公衆の閲覧に供され、何人も登録工業意匠のにゅうしゅすることができる。 (意匠法第6条(1)、第21条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。

①国名	Canada (CA) (カナダ)	
	②1異議申立制度の有無	無。登録付与に対する異議手続はないが、利害関係人は登録意匠の取消を連邦裁判所に請求することができる。
	②2無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠権侵害訴訟において被告は訴訟の抗弁事由として、意匠権の無効を主張して抗弁し、意匠権の無効を主張することができる。 (意匠法第22条)
	②3登録表示義務	無。しかしながら、表登録示がない場合には、侵害訴訟においては不利な取扱を受けることがある。 (意匠法第17条)
	②4費用 単位 CA\$ (カナダ・ドル)	[意匠権の登録までに掛かる費用] (意匠法規則の附則 2 / 手数料) 出願料 400 CA\$(10頁までの図面) 10 CA\$(10頁超の図面の各頁につき) 早期審査請求料 500 CA\$ [意匠権維持に掛かる費用] (意匠法規則の附則 2 / 手数料) 存続期間更新料 350 CA\$
	②5料金減免措置の有無	無。 (意匠法規則の附則 2 / 手数料)

①国名	Canada (CA) (カナダ)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2020年8月1日施行
	③地理的効力の範囲	カナダ国内のみ
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明商標 (商標法第12条、第23条)
	⑥商標の種類	語、個人名、図案、文字、数字、色彩、図形的要素、立体形状、ホログラム、動画、商品包装の形態、音声、香り、味、質感、標識の配置(商標法第2条)
	⑦出願人資格	標章を使用し又は使用としている者及び承継人(自然人、法人) (商標法第16条、第30条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第16条、第37条(1)(c))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。カナダに事務所又は営業所を有しない出願人は、カナダ国内に送達のための送達先を定める必要があり、カナダ在住の代理人を選任しなければならない。 (商標法第30条(g))
	⑪出願言語	英語、フランス語 (商標法第31条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第46条(1))
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	<p>(1) 女王陛下の紋章、頂飾又は旗章からなる標章</p> <p>(2) 王室の一員の紋章、頂飾からなる標章</p> <p>(3) 総督閣下の紋章、頂飾からなる標章</p> <p>(4) ある商標の使用に伴う商品又はサービスが、国王、総督若しくは政府の支援、承認又は権威を受けたものであるか、又はそれらに基いて生産され、販売され、若しくは履行されていると信じさせるおそれがある語又は記号からなる標章</p> <p>(5) カナダ又はカナダ国内の州又は自治体が常時採用及び使用する紋章、頂飾又は旗章で、カナダ政府又は関係する州若しくは自治体からの要請で、登録官がその採用及び使用を公示したもからなる標章</p> <p>(6) スイス連邦の旗章を逆にした白地に赤十字の記章であって、1949年の戦争犠牲者の保護に関するジュネーブ条約により、軍隊の医療班の記章及び識別標識として保持され、かつカナダ赤十字で使用しているもの、又は「赤十字」若しくは「ジュネーブ十字」の表現からなる標章</p> <p>(7) 多数の回教国内で第6項に掲げる目的と同一の目的で採用された白地に赤新月の記章からなる標章</p> <p>(8) イラン国内で第6項に掲げる目的と同一の目的で使用される赤のライオン及び太陽又はこれと同様の標識からなる標章</p> <p>(9) ジュネーブ条約法第V附則第66条(4)にいう(オレンジ地に青の正三角形の)民間防衛対策活動の国際的識別標識からなる標章</p> <p>(10) パリ条約又はWTOの加盟国のいかなる領域若しくは都市の旗章又はいかなる国、領域若しくは都市の紋章、頂飾若しくは記章であって、パリ条約第6条の3の規定又はTRIPS協定に従って通知され、かつ登録官が公に通達をした一覧表に掲載されたものからなる標章</p> <p>(11) パリ条約又はWTOの加盟国によって採択された、公の証明用又は監督用の記号又は印章であってパリ条約第6条の3の規定又はTRIPS協定に従って通知され、かつ登録官が公に通達をした一覧表に掲載されたものからなる標章</p> <p>(12) パリ条約又はWTOの加盟国の国旗からなる標章</p> <p>(13) 国際政府間機関の紋章、旗章、その他の記章又は略称であって、パリ条約第6条の3の規定又はTRIPS協定による義務に従って通知され、かつ登録官が公に通達をした一覧表に掲載されたものからなる標章</p>

①国名	Canada (CA) (カナダ)
	<p>(14) 中傷的、猥雑又は非道徳的な何らかの語又は図形からなる標章 (15) 現存する個人との関連を偽って暗示させることがある事項からなる標章 (16) 現存する者又は過去30年間以内に死亡した者の肖像又は署名からなる標章 (17) 「国際連合」という語、若しくは国際連合の公式の印章又は紋章からなる標章 (18) 国防法に規定に則ってカナダ国軍により採用又は使用されるもの、何れかの大学のもの、又は商品又はサービスの公式標章としてカナダ国内の何れかの公的機関により採用又は使用されているもので、登録官が、場合に応じて女王陛下、大学又は公的機関からの請求により、前記の採用又は使用を公示したものである標章 (19) 紋章の授与に関し総督により行使される女王陛下の大権に基いて授与、記録又は受賞者による使用を許可された紋章であつて、総督の要請により登録官がその授与、記録又は使用を公示したもの、又は「カナダ王立騎馬警察」の名称又は「R.C.M.P.」の略称、その他カナダ王立騎馬警察に関する文字の何らかの組合せ、又はその制服を着た隊員の図形からなる標章 (商標法第9条)</p>
⑮防護標章制度の有無	無。
⑯周知商標制度の有無	無。カナダの商標法には周知商標に関する規定はない。周知商標の場合も、その他の商標と同様に、商標法に基いて判断が行われる。
⑰一出願多区分制度の有無	無。
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、登録性自体及び他の既存の登録又は係属中の先の商標出願との抵触について審査が行われる。(商標法第37条、商標法規則第34条)
⑲審査請求制度の有無	無。 (商標法第37条、同法規則34)
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式審査、登録性及び先行の標章に関する審査を経て、登録後に公報により公告(公開)される。(商標法規則第34条)
㉒異議申立制度の有無	有。公開日から2月以内に、何人も異議申立を行なうことができる。 (商標法第38条(1)、(2))
㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (商標法第56条(1)、(2)、第57条(1))
㉔不使用取消制度の有無	有。3年。継続して3年を超える不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第45条(1)、(3))
㉕商標分類	ニース分類に類似の独自の分類を採用している。(ニース協定には未加盟) カナダ知財庁(CIPO)は商標が出願された商品・役務の分類を行うためのソフトウェアを使用しており、これによる分類はニース分類と概ね同一のものであるが、役務に関してはタームが追加されている外、さらに追加的なクラスも多数加えられている。
㉖図形要素の分類	有。国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)
㉗譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第48条(1))
㉘費用 単位 CA\$ (カナダ・ドル)	<p>[商標権の登録までに掛かる費用] (商標法規則の附則 / 手数料) 出願料 250 CA\$(電子出願) 300 CA\$(書面出願)</p> <p>[商標権維持に掛かる費用] (商標法規則の附則 / 手数料) 存続期間更新料(各商標当り) 350 CA\$(電子出願) 400 CA\$(書面出願)</p>
㉙料金減免措置の有無	無。 (商標法規則の附則 / 手数料)

①国名	Canada (CA) (カナダ)